

【市長への手紙】令和6年4月受付分

※手紙及び回答の要旨（一部）を掲載しています。

「固定資産税の納税について」

意 見	固定資産税・都市計画税納税の納付には、期別(第1期～第4期)で4枚に納付書が分かれており、さらに私の場合は2件の合計8枚の納付書が届きます。 毎年コンビニで支払っておりますが、コンビニ店員さんの手際が悪いとちょっと時間がかかります。 他市町村(例えば横浜市)では一括納付もできるようになっており、できれば一括での納付も出来るような納付書も送付していただけないでしょうか。
回 答	ご指摘のとおり、納付の効率化や利便性を高めるものとして、一部の自治体において期別(第1期から第4期)分の納付書に加え、全期分を一括で納付するための納付書を同封し送付していると認識しております。 一方で、全期分と期別分の納付書を同封することにより、誤って二重に納付してしまう可能性があることや、1枚の納付書で納める金額が30万円を超える場合には、コンビニでの納付が出来ないことなどから、本市では全期分の納付書を同封しておりません。お手数をおかけいたしますが、期別の納付書での納付にご理解くださいますようお願いいたします。 なお、納付書下部に記載したQRコードを使い、クレジットカードやインターネットバンキング、スマートフォン等の決済アプリなどを通じ、ご自宅などにいながら納付いただくことができる便利な方法もございます。併せまして、期別ごとの納期限での引き落としにはなりますが口座振替も可能でございますので、詳しくは君津市納税課までお問い合わせください。 担当課 財政部 課税課 0439-56-1511

「高齢者の敬老祝金について」

意 見	父が88歳になるということでデイサービスのお友達から市からお祝いがいただけると聞きました。市役所に問い合わせたところ、昨年度九月まで生まれた方は出ますが、それ以降はでないという解答でした。 年金も少なくなりつつありほんの少しのお祝いでも高齢者は喜ぶと思います。これからは、若い人に手厚くするのも十分わかるのですが、今まで税金を支払ってきた高齢者を無碍にするのはちょっとおかしいと感じました。
回 答	敬老祝金は、高齢者に対し敬老の意を表し、福祉の増進を図ることを目的として平成11年度から令和5年度までの間、君津市敬老祝金支

給条例に基づき、9月1日時点で対象の年齢（88歳・99歳）を迎えた方に対して、敬老の日の翌日に支給してまいりました。これは条例で、年度を区切りとするのではなく、敬老の日がある9月を、支給基準日及び支給日とすると定められているためです。

本市では、令和5年度をもって敬老祝金支給条例を廃止いたしましたが、これは介護を社会全体で支えるための介護保険制度が始まったこと、また、男女とも平均寿命が80歳を超えるようになったことなど、高齢者を取りまく環境が大きく変化してきたことから、今後は高齢者の生活上の不安解消や利便性の向上につながるサービスを提供してまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、90歳を迎えた方への卒寿の集い、100歳を迎えた方への敬老訪問は、敬老の意を表す事業として、これまでと同様に実施してまいります。

担当課 福祉部 高齢者支援課 0439-56-1731